

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等を解体する作業を伴う建設工事を施工しようとする者に吹付け石綿の使用の有無に関する調査結果についての県への報告義務が課されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿粉じんの飛散等を防止するための基準を規則（現行 告示）において明記する。
- (2) 石綿粉じんの飛散状況の調査は、吹付け石綿、保温材、断熱材及び耐火被覆材に係る石綿粉じん排出等作業を行う工場等にあつては、作業前、作業中及び作業後にそれぞれ1回以上（現行 6月を超えない期間ごとに1回）行うものとする。
- (3) 石綿粉じんの飛散状況の調査結果を記録した記録簿等の保存期間を50年間（現行 40年間）とする。
- (4) 吹付け石綿の使用の有無に関する調査結果の報告の対象となる建築物等を建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であつて、平成8年までに建築されたものとするとともに、当該報告に係る報告事項、報告様式及び添付書類を定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 鳥取県事務処理権限規則について、条例の改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日は、平成20年10月1日とする。